

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和7年5月教育委員会会議：定例会

期 日 令和7年5月21日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 柴内 靖 委員
清水 弥生 委員

傍聴者 1名

出席職員	教 育 長	圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長	緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱)	松丸 晴久	教育部参事(指導課長事務取扱)	山本 健太
	教育総務課長	宮崎由美子	教育センター所長	塚越 薫
	社会教育課長	舎人 樹央	教育総務課主幹	新川 ゆか
	教育総務課主幹(教育施策推進室長事務取扱)	藤崎 裕之	教育総務課企画財務班長	伊藤 浩司
	学務課学事班長	青木 貴		
事務局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	小高 純

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長、柴内委員より4件報告 (教育長)

諸般の報告を3点申し上げる。教頭会議、第1回教科用図書印旛採択地区協議会、学校訪問について。

初めに、4月18日に開催された教頭会議については、教頭の具体的な役割や心構えについて3点話した。

1点目は、校長の学校づくりへの思いや願いを基に立てられた経営方針に基づいて学校運営を進めるために、校長と繰り返し対話をして、お互いの思いや願いのすり合わせをする必要性を話した。その上で、各学校のミドルリ

ーダーや担任とも思いや願いを共有することが大切であるということを伝えた。

2点目は、思考停止に陥らないということ。上司の命令に従うことは当然だが、言われたとおりに仕事をするのはいわゆる思考停止であり、創造性に欠け、何より面白い仕事にはならない。いかに校長の期待を超えるか、自分のアイデアをどう織り込むかを考えてほしいということを伝えた。

3点目は、学校の組織力について。平成27年度の中教審の答申より、チーム学校としての組織力の重要性が叫ばれているが、諸課題への対応にチーム力を発揮できる組織になっているかどうか、これを絶えず振り返りながら、組織力の向上に努めてほしいということを伝えた。

次に、5月12日に八街市総合保健福祉センターで開催された第1回教科用図書印旛採択地区協議会について。今年、学校教育法附則第9条に基づく採択となるが、協議会には柴内委員とともに出席した。今回は、役員の選出、専門調査員の選任に続き、教科用図書採択制度及び選定方法の確認を行い、今後の日程などについて協議した。なお、事務局は八街市教育委員会が担当することになる。

3つ目として、現在進行中だが、学校訪問について。新年度がスタートしたので、幼稚園、小中学校を対象に現在学校訪問を実施している。校長先生から、学校概要の説明を受けるとともに、先生方の授業を参観することで各学校の教育活動全体を把握することを目的として実施している。昨日までに22校、小学校14校、中学校8校を訪問したが、どの学校も落ち着いた環境で新年度の教育活動が展開されていた。引き続き適切な支援に努めてまいりたいと考えている。

(柴内委員)

千葉県市町村教育委員会連絡協議会の定期総会についての報告をする。

昨日5月20日に流山市文化会館で開催された定期総会に、圓城寺教育長、宮崎教育総務課長と私の3名で参加した。前半については定期総会が行われたが、その内容については令和6年度の事業報告及び会計決算、令和7年度の事業計画案及び会計予算案の提案があり、いずれも可決された。また、令和7年度から3年間、9年度までの本協議会の会長、副会長及び監査の選出が提案されたところだが、最終的に会長は浦安市教育委員会の船橋教育長、副会長に成田市教育委員会の日暮教育長と鴨川市教育委員会の蒔苗教育長、監査に我孫子市教育委員会の丸教育長、一宮町教育委員会の竹之内教育長が選出されている。事務局は、浦安市で行うということになるので、今後の会議等については浦安市で開催をされるものと思われる。

その後特別講演があり、特別講演として文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部の福島施設助成課長から、公立学校施設整備における予算及び体育館等への空調整備等についての講演があった。主な内容については、まず1点目は公立学校施設整備における予算について、2点目は体育館等への空調整備について、3点目は新たな時代の学びを実現する学校施設の実現について、4点目がスポーツ予算についてという内容だった。

時間の関係もあるので、1点目と2点目について紹介すると、1点目につ

いての柱は新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進と防災・減災、国土強靱化の推進、脱炭素の推進の3点ということであった。2点目については、公立の小中学校等への体育館等への空調整備の設置推進のために、空調設備整備臨時特例交付金が令和6年度から令和15年度の期間において補助率2分の1の整備が可能との説明があり、この交付金を活用した計画的な整備を進めてほしいという文部科学省からの説明があった。これを受けて、今後市の教育委員会としても計画を進めていくことになるのではないかなと思う。詳しくは、また委員の皆さん方も事務局の方も資料が渡されると思うので、御覧いただきたい。

最後に、事例紹介として流山市教育委員会の担当指導主事等から流山市のICT教育の事例の紹介があった。この内容についても具体的なものはソフトの関係とかもあるので、御覧いただいて参考にできればと思う。

② 教科用図書展示について【学務課長】

令和7年度における教科用図書展示会について報告する。

最初に、千葉県教育委員会教科用図書展示会については、千葉県教育委員会が主催となり、各教科書センター、移動教科用図書展示場を会場として、県内26か所で開催されるものの一つである。佐倉市立中央公民館を会場として、令和7年6月13日金曜日から14日間開催される。

次の佐倉市教育委員会教科用図書閲覧会については、佐倉市教育委員会が主催となり、西志津ふれあいセンターを会場として、令和7年6月13日金曜日から14日間開催する。

このことについては、各小中学校を通して広報するとともに、「こうほう佐倉」や市のホームページで市民の皆様方に周知を図ることとしている。

③ 運動会・体育祭の開催日程について【指導課長】

今年度の運動会・体育祭の開催日程について報告をする。

今年度も全ての学校、幼稚園で半日の開催となっている。開催時期は、5月、6月の開催が24校、9月から11月の開催が10校、佐倉幼稚園は10月の開催となっている。9月の中旬までの時期を避け、5月、6月の開催が増えている状況は昨年と同様。昨今の気温の上昇に伴い、各学校がほかの学校行事との調整を図り、運動会・体育祭を安全に実施できる時期に配慮している状況がうかがえる。開催の曜日については、中学校が全校で平日による開催、小学校については16校が土曜日、7校が平日開催となっている。これから気温が高い日が多くなるとの情報もあるので、練習段階から熱中症への配慮をするよう注意を促している。

④ 一部会小学校陸上競技大会について【指導課長】

一部会小学校陸上競技大会について報告する。

先週5月14日水曜日の午前中に、非常によい天気の下、佐倉市と酒々井町の25の小学校が参加して盛大に実施された。どの小学校の子どもたちも、自分が出場する競技に全力で取り組むとともに、他校児童の頑張りにも拍手で応える姿が見られた。多くの保護者の方が応援に駆けつけてくださった。特

に今年度は岩名陸上競技場が新しくブルータータンになり、そこでの初めての大会となった。その影響があるのか、100メートル走り高跳び、リレーの種目で大会新記録も生まれている。大会を通してけがや事故もなく、無事に実施することができた。

なお、一部会の代表となった子どもたちは、6月3日に行われる印旛郡市の大会での活躍を期待している。

⑤ 令和6年度各教育施設利用状況について【社会教育課長】

資料は、令和6年度社会教育施設利用状況となる。

まず、図書館の貸出冊数については、令和6年度は令和5年度と比較すると全体の貸出冊数は約5%減少している。減少理由としては、全体的な貸出し状況は減少傾向だが、ただ昨年度については夢咲くら館に1か月臨時休館があったことから、大きく減少することとなった。

その夢咲くら館について、現状を報告させていただきたい。2月22日から臨時休館をしていたが、3月15日から1階及び2階の使用を再開し、図書館等及び子育て支援のサービスについても3月26日から再開した。その後、当該施設は国の補助金を受けて整備した施設であることから、地下1階の床下ピット内の破損した污水管の本復旧について、これまで国及び県と協議を進めてきた。このため現在は、まだ地下1階のトイレ等の一部が使用できない状況が続いており、利用者の皆様には大変不便をおかけしたが、このたび協議が終了し、5月24日土曜日には現在使用を制限している地下1階のトイレ等を含めた施設全館の利用を再開できるよう進めている。

続いて、公民館については、令和6年度は5年度と比較すると、貸出し件数、人数ともに若干ではあるが、増加している。

続いて、裏面2ページ。学校開放に関する利用状況である。令和6年度は、令和5年度と比較すると、貸出し件数、人数ともに増加している。令和6年度に特徴のあることとしては、自治会の総会等のイベントまたはスポーツ大会として、小学校の体育館を活用している事例が増加していることが大きな理由と捉えている。

⑥ 市民大学開設状況について【社会教育課長】

市民大学開設状況について報告する。資料、令和7年度市民大学開設状況について。

最初に、中央公民館が主催する4年制の佐倉市民カレッジについては、100人の定員に対して45人の入学を決定している。入学式は5月10日土曜日に実施した。なお、在校生は2年生48人、3年生56人、4年生44人、合計1年生と合わせて193人となっている。

次の志津公民館が主催している1年制のしづ市民大学は、運営委員会方式で自主的な学習活動の促進、生涯学習を進めるまちづくりを目指し、今年度は御覧の3つのコースで開設している。3つのコース合計90人の定員に対して121人の応募があった。要因としては、昨年度までみんなの家政学という名前のコースを美味しい活動とし、再度内容について見直しをしたことであると考えている。抽せんの結果、それぞれの定員を決定しているところである。開講式は、来週3コースが一堂に会し開催する。

最後に、根郷公民館が主催する1年制の根郷寿大学は、80人の定員に対して81人の応募があり、80人が受講者となった。5月16日には開講式、オリエンテーションを実施し、自己紹介や班活動の打合せなど行った。

⑦ いじめの状況について【指導課長】

4月のいじめの状況について報告する。いじめの認知件数は、小学校が149件、中学校が85件、合計234件となっている。今月新たな認知は78件となっている。認知件数は、昨年度の4月に比較して大幅に増加している。全ての学校から認知件数も上がっている。引き続き児童生徒への細やかな目配りをする中で、初期段階で認知できるように丁寧に進めていく。

⑧ 感染症の状況について【指導課長】

感染症について報告をする。4月12日から5月16日までの報告となる。インフルエンザが20名、溶連菌感染症13名、流行性角結膜炎10名、水ぼうそう9名、百日ぜき6名、新型コロナウイルス感染症5名、感染性胃腸炎3名、咽頭結膜熱2名、流行性耳下腺炎とマイコプラズマ肺炎が1名ずつ、以上全疾患の合計が70名の報告があった。学級閉鎖はない。百日ぜきが先月1名だったが、6名に増加している。また、インフルエンザは通年で発生しているという状況もあることから、引き続き感染状況に注視していく。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。

まず、インフルエンザは今お話のとおり通年で発生するので、先週、直近の第20週、5月12日から5月18日、定点当たり0.71、これは印旛市郡医師会内の発生状況である。1を切っているので、一応流行は収まったと考えていいのだが、その前の週、5月5日から5月11日、これは連休の影響もあるかと思うが、定点当たり0.42。ちょっと増えたということだが、これは受診をして診断がついたということでもあるので、それほど変わっていないだろうと思う。その前の18週、4月28日から5月4日、これも連休の影響があったはずだが、ここは0.88で先週よりも多かったということである。その前の週、第17週、4月21日から4月27日が1.58あったので、この時点ではまだ流行していたということ。一応減少しているのだが、気をつけていただくというのは変わらない。

新型コロナウイルス感染症については、先週、第20週、5月12日から5月18日、定点当たり1.24で少し増えてしまっている。その前の週の19週、5月5日から5月11日が0.92だったので、少し増加傾向。ただ、これも連休によるバイアスがかかっているかもしれないので、今後爆発的に増えるかどうかは定かでないが、同じように気をつけていただくというのは変わらない。例年夏に流行期があり、これから暑くなるので予断はできないだろうと思う。

溶連菌感染症について、第20週、先週5月12日から5月18日、定点当たり2.75ある。その前の週が1.38、第19週、5月5日から5月11日が1.38なので、これもちょっと増えている。

あとは感染性胃腸炎が、先週、5月12日から5月18日で4.06あるので、感染の割合からすると、これが今一番感染症としては多いかなと思う。その前の週の第19週、5月5日から5月11日は定点当たりの数が1.88だったので、ちょっと増えたということで、連休の影響を除いても少し気をつけていただいて、これは大体冬のものなので、あまり本来はないのだが、夏に向かって増える可能性があり、これから食中毒とかもあるので、引き続き気をつけてほしい。

3 議決事項

議案第1号 令和7年度佐倉市6月補正予算（教育委員会所管分）について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、6月補正予算（教育委員会所管分）の総括。教育委員会所管分の補正予算要求額については、歳入予算で8,560万円の増額、歳出予算については9,530万1,000円の増額となっている。

続いて、内容の説明をする。資料は2ページ、1、歳入。23款市債、1項市債、8目教育債については、小中学校のICT環境整備費事業債を起債し、後ほど歳出で説明する小中学校情報機器整備事業に充当するものである。これは、ICT環境整備事業に関してデジタル債が活用できることが今年4月に国から示されたことを受けて、6月補正で対応するものである。

続いて、資料の3ページ、2、歳出。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、6、学校安全衛生管理事業8万8,000円については、学校事故調査委員会運営に係る報酬及び旅費を計上するものである。なお、この調査委員会は小中学校で発生した事故であって、教育委員会が調査の必要があると認める事案について調査及び審議を行うため設置しようとするものとなっている。

続いて、2項小学校費、2目教育振興費、4、小学校情報機器整備事業6,470万9,000円、並びに3項中学校費、2目教育振興費、4、中学校情報機器整備事業3,050万4,000円については、小中学校で使用する電子黒板や教育用タブレット等の購入費用を計上するものである。なお、こちらの購入費用には、先ほど歳入で説明した小中学校のICT環境整備費事業債を充当する。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

歳出のほうで、教育費、1、教育総務費で学校事故調査委員会運営に係る報酬ということだが、委員に対する報酬ということで、何人の委員を予定しているか。

【指導課長】

条例の中では5名以内ということで考えている。

【委員1名より】

これは回数に応じて増えていくのか、それとも年幾らとか、委員1人当たり年幾らという形になるのか。

【指導課長】

1回の報酬の金額で設定している。2回になればそれが2回分という形になる。

【委員1名より】

7万というのは年間の予算。回数がどんどん増えてくると、増額になってこないか。これで足らなくなるということはないか。

【指導課長】

現在のところ、最大5回の予算を取っているが、1回ないし2回で1つの事案に対応していくということで考えている。

【委員1名より】

小学校費と中学校費について。パソコン機器等の購入だが、これは児童生徒各1人に対してそれぞれ持つ費用なのか、それとも学校での例えばホストコンピューターというか、メインのコンピューターに関わる費用なのか、その辺はどちらか。

【学務課学事班長】

こちらのコンピューターは、教職員が使うタブレットになる。子ども用のものは、また別途当初予算で確保している。500台になる。

【委員1名より】

そうすると、500台、全員の先生が持てるようではないのか。

【学務課学事班長】

こちらは全員までは配ることができないで、基本的には各クラスに1台という形で予算を取っている。

【委員1名より】

さっきの説明の中で、電子黒板についてはどうか。

【学務課学事班長】

電子黒板は、今各校に置いてあるもの、学校によって違うのだが、そのうちの今借りているものが34台ある。こちらをまずは更新するので、その費用として34台買う。それから、電子黒板機能付のプロジェクターというのがあって、こちらは各校に2台ずつ配布をする予定で購入を考えている。

【委員1名より】

今のは、小学校の話か。

【学務課学事班長】

小学校と中学校を合わせてである。電子黒板は34台なので、プロジェクターのほうは各校に2台ずつだが、和田、弥富だけは1台ずつということで66台という形になっている。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市学校評議員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容：まず、このたびの委嘱については、資料の13ページにある佐倉市立小学

校及び中学校管理規則第 10 条と、15 ページにある佐倉市立幼稚園管理規則第 7 条の 2 第 2 項に基づいて行おうとするものである。そして、学校評議員は、校長や幼稚園長の求めに応じて教育目標や教育計画、幼児、児童生徒の教育活動や地域の連携、学校運営に関することなどについて様々な意見を述べていただく方々である。

初めに、今年度各学校から推薦をいただいた学校評議員の候補者について説明する。お手元の資料の 1 ページから 7 ページにかけて佐倉市学校評議員候補者名簿があるので、御覧ください。

まず、今年度委嘱しようとする幼稚園、小中学校の推薦者の合計数は、名簿の 7 ページの通し番号にあるとおり、173 名。そして、今年度も幼稚園と小中学校から全て学校評議員の推薦をいただいている。

次に、学校評議員の定数については、各学校 5 名以内として推薦をお願いしているが、各学校や地域の実情によって、和田小学校と佐倉幼稚園については 4 名の推薦となっている。そして、今年度の候補者のうち新任の方は 74 名。学校評議員の委嘱期間は 1 年だが、教育委員会が認めた場合には 3 年を限度として再任することができることとなっている。

なお、委嘱状案については、佐倉幼稚園が令和 8 年 3 月 31 日で閉園のため、佐倉幼稚園学校評議員の委嘱期間は令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとすることになる。資料 8 ページ、9 ページに委嘱状案があるので、御覧いただければと思う。

学校評議員候補者の職種の内訳については、自治会、地域協力者が 43 名、PTA 関係、保護者が 50 名、民生委員が 40 名、社会福祉関係が 15 名、安全ボランティアが 9 名、学識経験者など学校教育に精通されている方が 11 名、青少年相談員が 4 名となっている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

管理規則で定員について説明があったように、5 名以内ということで、この規則上は人数の記述がないが、一応各学校 4 名から 5 名ということなので、これでいいと思うのだが、では何名、少なくなると 1 名、2 名ということが今まであったのか、それともそういう事態が起こった場合も、一応その学校としては完結できるのか、その辺はどうなのか。理想としては、やっぱり 5 名いたほうがいいのか、各合議体なので。

【学務課長】

5 名以内というのは、適切な人数であるという認識だが、学識経験者とか、あと P T A の理解を得られている方々で構成されていて、5 人程度いればいろんな評価をいただける適切な人数であると認識している。

【委員 1 名より】

校長が推薦するので、人数以内で収まる、大体四、五名でということになり、あまり少なくなるということは、まず想定されていないのだろうが、規則の中にそういう人数は書けないのか、5 名以内というのは。

【学務課学事班長】

先ほど規則で定めていると説明したが、こちら佐倉市学校評議員の設置等に関する要綱の5条で定数を定めており、学校評議員の定数は各学校5人以内という記載がある。

【委員1名より】

資料にないので、またこういう協議があったときはつけてもらいたい。

【委員1名より】

今の話で13ページのところの第10条の3項に、第2項に規定するもののほか云々って書いてあるわけなので、同じようにつけてもらったほうが分かりやすいと思う。

それと、学校運営協議会、コミュニティスクール、例えば白銀小みたいな学校運営協議会方式を取っているところというのは学校評議員はやめて、学校運営協議会委員みたいな形になっているところが結構多い、ほとんどだと思うが、佐倉型の学校運営協議会という形でやっているの、その部分はこの要綱に基づいて学校評議員としてそのままやっているという認識でいいのか。

【社会教育課長】

学校運営協議会は各学校に置くことができるというものであり、それとは別に佐倉型のコミュニティスクールとして学校運営委員会というのが今10校設置している。もしコミュニティスクールをこの後進めていくということになると、他市の事例、千葉県の方針でいくと、一つ学校運営協議会というものを設置する。そうすると、この学校評議員や学校運営委員会、そこに統合されるというのが一番多いパターンになっていくが、現段階ではまだその過程の話なので、絶対こうですというふうには言えないのだが、そういう例が多いというのが現状である。

【委員1名より】

佐倉型のコミュニティスクールの形を取っているから、学校評議員制度はそのまま残して今運用しているという話か。

【社会教育課長】

残っていて、その運営委員会の中にも今各学年でちょっと形が違うのだが、評価をやっている運営委員会や学校開放をやっている運営委員会とか、いろいろ4つぐらい大体項目があり、本当にすごくオリジナリティーに富んでいるところで、そこもひっくるめて今後どうするかということは議論していくことになろうかとは思っている。

【委員1名より】

佐倉型が設置している部分については、そういう問題が出てくるのではないかなと思うので、分かった。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市学区審議会委員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容：学区審議会委員については、新年度になり、公立小中学校のPTA代表の2名の方についてPTA役員の変更があった。また、学校長1名の人事異動、市長事務局職員の委員2名が人事異動により変更となった。このため5名の候補者に対し、学区審議会委員を委嘱させていただきたいものである。資料1ページに、学区審議会委員候補者名簿を掲載してある。委嘱期間については、本日、令和7年5月21日から、前任者の残任期間である令和7年11月30日までである。

次のページに候補者の略歴を記載している。最初に、PTA代表の桃崎香織氏は、令和6年4月から印南小学校PTA会長である。2番目のPTA代表の小川さゆり氏は、令和7年4月、根郷中学校PTA会長である。3番目の学校長の吉田健氏は、令和7年4月から臼井西中学校長である。4番目の市長事務局職員は、昨年まで市民部長であった花島氏の後任として山本淳子市民部長を候補者とするものである。最後に、同じく市長事務局職員として、昨年度まで都市部長であった小菅氏の後任として菅澤雄一郎都市部長を候補者とするものである。

なお、次の3ページが承認いただいた場合の委員一覧となる。承認いただいた場合は、次の4ページの委嘱状案をもって委嘱をしたいと考えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

新しい2番の方について、この方は根郷中学校の学校評議員をされているが、兼任ということは欠格事由にはならないのか、別に問題ないか。

【学務課学事班長】

特に問題ない。

【委員1名より】

要綱の5ページ第2条、審議会の掌握事務の関係で、あくまで審議会は佐倉市教育委員会の諮問があって初めてそれに応じて審議するために開催されるということによいか。

【学務課長】

そのとおりである。

【委員1名より】

特に学区変更がないというか、ここのところ開催しているというケースはあるか。

【学務課長】

直近で平成26年度に寺崎北のほうで書面で開催しており、あとは24年度に開催している。そのほかは開催していない。

【委員1名より】

学区変更以外に(2)のその他学区に関して特に必要と認める事項が発生した場合には諮問として皆さんに審議してもらおうということによいか。

【学務課長】

そのとおりである。

【委員1名より】

この学区審議会の審議事項に当たるか分からないが、通学路というのはこの審議会では審議される事項ではないのか。

【学務課長】

通学路については、各学校が定めるものとしているので、この会議ではない。

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市学校事故調査委員会条例の制定について

指導課長より上程議案の説明

内容：例規制定概要書を基に説明をする。平成28年3月に文部科学省から学校事故対応に関する指針、そして令和6年の3月にその改訂版が示された。

その中では、2の背景に記載されているとおり、学校の管理下において事故が発生した際に、学校及び教育委員会は迅速かつ適切な対応を行うとともに、事故前後の対応等について検証を行い、再発防止に努めることが示されている。その中でも、特に重篤な事故が発生した場合には、指針に基づく調査を実施し、原因の究明と再発防止策を打ち立てることが求められた。今後、市内学校で重篤な事故が発生した場合に、組織的に、かつ迅速に対応するために、新たに事故調査委員会を設置しようとするものである。

3の対応方針に示されているとおり、委員は5人以内とし、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識または経験を有する者により組織する。調査会では、対象事故の事実関係の調査、発生原因の分析をして、再発防止に関する提言を行う。

4、政策内容にも記載しているが、外部の専門家から分析や提言を行っていただき、調査の公平性や中立性が担保され、より質の高い再発防止策につなげることができる。

なお、昨年度市内学校において、本調査委員会の対象となる学校事故があった。その保護者から事故の詳細調査を依頼されている経緯があり、条例の制定後には早急に調査委員会を立ち上げ、対応に当たりたいと考えている。

説明については以上になるが、一つ訂正をさせていただきたい。先ほど議案第1号のところで質問があった委員の報酬の算出根拠については、5名と申し上げたが、正しくは3名で3回分の報酬の予算として算出をしている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

この委員の任命権者は市長か、教育長か、職員だから非常勤の職員ということになるのか、それとも独立性が保たれているから全くこれは職員ではないのか、どこが任命権者になるか。

【教育部長】

委嘱をすることになるので、教育委員会が任命権者になる。

【委員1名より】

選定については、適切な方をということなのだが、その審議については教育委員会、例えば教育長と総務部長とかという方が決めるということか。

【指導課長】

この委員の選出については、教育長と相談をした上で、現在適切な方に打診をしている。

【委員1名より】

独立性が高い機関なので、教育委員会の意向を反映するというよりも、その委員の方の独自調査ということになるか、その辺の担保はきちっとされているということでしょうか。

【指導課長】

そのとおりである。

【委員1名より】

調査書なので、公表されるわけだが、当然委員の構成で名前が出るわけで、それに対して例えばこれはおかしいのではないかという訴えを起こされたときに、免責の範囲とか、もし裁判になった場合に訴訟支援とか、その辺のことはきちっと市でやられると思うのだが、きちっとした例規があるのか、その辺は今検討されているか。

【指導課長】

この調査委員会については、裁判の資料等として用いるためのものではないということが明確にうたわれているので、そのようなことにはつながらないと考えている。また、この調査委員会については、公表についても公表は必ずすることになっているが、調査委員については非公開ということも可能である。

【委員1名より】

そうしたら、免責に関しては特に心配することはないと考えていいか。もし何か起こった場合、そういうことでいいか。

【指導課長】

そのように考えている。

【委員1名より】

条例の第3条について、調査対象が1の場合は5人以内でいいと、2となったら、また5人増えるということなので、その都度同じ人が重複するわけではないか。必ず独立して5人という形か。その都度教育委員会で決めていくということでしょうか。

【指導課長】

そのように、重ならないようにと考えている。

【委員1名より】

当然こういうのがあると事故の範囲内というのはどういうものか、具体的にそれも重篤な事故に該当するかって、文部科学省から学校事故対応に

関する指針の中で、重篤な事故というのはこういうものだよという例が出されていると思うが、その辺の確認をお願いしたい。

【指導課長】

2つ定められているものを申し上げる。

1つは、学校管理下で発生した死亡事故になる。もう一つは、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故、この重篤な事故の中には、治療期間30日以上でなくても意識不明の場合や歯を含む身体の欠損、身体機能の喪失を伴う事故を含むということで、この2つが対象となっている。

【委員1名より】

佐倉市としてもその指針に基づいて対応していくという形か。

【指導課長】

そのように考えている。

【委員1名より】

任期について、第5条で報告書が提出されたときまでと書かれてあると思うが、つまりその事案、事案で解散ということで、また新しい事案が来たときから、また新しい方に打診をするということで、前の事案と全く違う人が候補者になるという理解で合っているのかということと、専門的な方というのは公募をするのか。

【指導課長】

委員の期間については、一つの事案が終了するまでということで、報告書を説明するまでのところで一旦解散ということで、また違う事案のときには新たに委員会を立ち上げていくことになる。

委員の任命については、学校事故の様々な事故があるので、その事故の特性に応じて適任の方を、その都度教育長と話して決めていきたいと考えている。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市教育支援委員会委員の委嘱について

教育センター所長より上程議案の説明

内容：今回委員の委嘱を審議いただくことになった経緯について説明する。本日は、2名の委嘱について審議いただきたい。現委員12名のうち、2名がこの春の人事異動により転出となったため、新たに2名を推薦するものである。

別紙、1番に示す2名について審議いただく。

1人目は、千葉県立印旛特別支援学校教頭の脇田裕文先生。佐倉市からも児童生徒が通学している県立の特別支援学校の教頭であり、専門的見地から支援についての適切な助言をいただけるものと考えている。

2人目は、上志津小学校長の軽込志重先生。軽込校長先生は、佐倉市教育センターでの行政経験と小学校現場での経験を生かし、適切な助言をいただ

けるものと考えている。

2番の期間については、昨年委嘱いただいた委員の任期である令和8年5月31日までとなっている。

次ページ、3には今回新たに推薦する両名の略歴を示している。

次のページ、4については、今日審議いただく2名を加えた令和7年度の佐倉市教育支援委員会委員一覧になる。以降のページには、委嘱状の案、そして佐倉市教育支援委員会条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

条例6条で、開催は必要に応じてとあるが、これは定期の開催は特に決めていないようだが、去年はどのくらい開かれたか。

【教育センター所長】

定期の開催は3回、昨年度行っている。

【委員1名より】

では、必要に応じてはなかったのか。

【教育センター所長】

定期の開催は行っていないが、この3回以外に要望があった場合に委員に書面で送り、そこで審議いただくという形でしたものもあった。

【委員1名より】

それはどのくらい、何件くらいあったのか。

【教育センター所長】

29件あった。

【委員1名より】

書面決議で集まらなくていいので、それほど重篤な問題ではなかったということで29件か。

【教育センター所長】

そうである。

《議決結果》

可決

議案第6号 佐倉市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：議案第6号については、公民館運営審議会委員を令和8年6月30日まで15名へ委嘱しているが、人事異動に伴い、校長会議等の推薦により3名を新たに委嘱しようとするものである。

1ページ目については、候補者の一覧及び候補者の略歴となっている。今回校長会等の推薦をいただき、市内高等学校長、中学校長、小学校長の3名となる。任期は、前任者の残任期間、令和8年6月30日まで。

3名の方においては、佐倉市教育委員会、北総教育事務所、千葉県知事部局等に勤務されている経験から、公民館を活用した事業であったり地域と学

校の連携等に大変理解があり、公民館事業についていろいろと助言いただけるものと考えている。

2 ページ目は、委嘱後の委員一覧、4 ページ目が委嘱状の案となる。公民館運営審議会については、定例会が年間2回、臨時会は必要に応じて開催できるとなっているが、臨時会を行ったことは今のところない。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

条例の12条の5項に、特別な事情が生じた場合、解嘱できるとあるが、特別な事情ってどんな事情があるのか。解嘱なので、かなり厳しい処分だと思うが。

【社会教育課長】

公民館審議会については、その事例がないが、この後に出てくる図書館協議会ではあり、本人が体調を崩したとか、そのときには退職願を出していただいたことは過去にあるが、こちらから懲戒のような処分とした例はない。

【委員1名より】

では、不法行為で解嘱された例はないと、当然不法行為があれば解嘱になるだろう。分かった。

《議決結果》

可決

議案第7号 佐倉市立図書館協議会委員の委嘱について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：図書館協議会委員については、令和9年1月31日まで10名へ委嘱しているが、人事異動に伴い校長会の推薦により1名を新たに委嘱をしようとするものである。

1 ページ目は、候補者名簿。任期は、前任者の残任期間である令和7年6月1日から令和9年1月31日までとなっている。

2 ページ目は、候補者略歴。村上先生においては、南部中学校の校長先生である。

3 ページ目は、委嘱後の委員一覧、4 ページ目は委嘱状の案となる。

5 ページ以降は条例及び規則を添付している。

補足をすると、南部中学校の図書室は、北校舎3階にあつて教室から遠いこともあり、各学年に移動図書館というものを設置するなど、読書活動の推進を重点としている学校である。このような見地から、子どもたちの読書活動に理解をいただき、いろいろと助言いただけるものと考えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

この条例の中にも第8条の5項に特別な事情が生じた場合ということが

あって、ただこの文言は解任になっている。議案第6号だと解嘱なのだが、その違いって何かあるのか。

【社会教育課長】

分からない。

【委員1名より】

多分委嘱したから解嘱するのだろうとは思うのだが、細かいことなので、ここではあまり話題にならないだろうと思うが。

【社会教育課長】

条例改正等が今後ある予定なので、確認してみる。つくった経緯等も調べながらということになるだろうと思う。

【委員1名より】

議案の6号、7号には解嘱、解任があるのだが、2号から5号まではそういう規定がない、それはどうなのか。整合性を取るためには、入れておいたほうがいいのかもわからないので、いかがか。

【社会教育課長】

明確な回答はここでできるわけではないのだが、やはり統一性があるかと言われると、つくった年次によって全く形が違っていて、私たちもなかなか読み取れない部分があり、特に業務上に支障があるというわけではないとは思っているが、確認は取ってみて、来年度に反映できるものかどうか、軽微な改正になるのか、ただ条例になると議会案件になっていくもので、併せて確認を取っていきたいと思っている。

【委員1名より】

公的な機関なので、やはりその辺のことも決めておいたほうが良いと思う。委嘱した限りは解嘱する権限はあるわけなので。

【委員1名より】

14 ページのところ、第19条で図書館協議会の委員の構成及び定数ということで、そこに書いてあるような人数の割当てが書いてあると思うが、図書館の協議会の中でこういうメンバーでどういう内容の提案の話合いがされているのかというのを、差し支えなければ願います。

【社会教育課長】

図書館については、図書館法というものがあり、館長の諮問に応じて、求めたものに対して意見を述べていただくということで、最も多いのは当該年度の事業計画や利用状況について報告し、意見をいただくというのと、1月に行うものについては、当該年度に行った事業、来年度の計画について意見をいただいている。

ただ、昨今の図書館協議会、公民館運営審議会については、在り方というか今後どういう方向に向かって図書館は行ったらいいのかというような当該年度の事業だけではなくて、先を見据えた意見をいただくような機会にしている。例えば移動図書館については利用が伸びていっている現状もあるので、例えばステーション数を増やしていったほうがいいのかとか、先々の生活スタイルに合ったような事業展開をやっていくにはどうしたらいいのかというようなところも意見いただいている。

【委員1名より】

今の内容であったときに、館長の諮問だというのだが、実際に図書館を運営する上で、やっぱり市民ニーズを把握していかなければいけないかなと、当然今だったら貸出しのシステムが例えば不具合があるとかやりづらいついて、そういう声があったりとか、こういう本を買ってほしいという要望であったり、多分そういうのをアンケートなり取って、館長がそれに基づいた資料を提示しながら協議しているという形で考えてもよろしいか。

【社会教育課長】

そのときによって資料は違うが、毎年市民意識調査というのを取っており、最も多いのが図書館を利用しない理由を取っている。やっぱりそこは読みたい本がないとか、要は電子書籍で足りている。それからネットで情報は得られるとか、いろいろ情報があるもので、そこについて情報を提供しながら意見をいただいている。最近でいくと、AIがあり、それによって例えば読書感想文とかってどうなるのだろうかとかに対して、担当の先生から、そこについては見極めることができるとか、様々なそういうお話をさせていただいている。

【委員1名より】

市民が一番利用するのは公民館であったり図書館であったり、やっぱりそういうときに運営協議会が話し合うときに、市民ニーズをどれぐらい把握して、協議委員のメンバーで適切に協議していくということは大事だと思うので、今後その辺も踏まえた上で運営していただけたらと思う。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言